

## 自動証明写真機設置場所賃貸借契約書案

成田市（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により自動証明写真機（以下「写真機」という。）の設置について賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、その所有する次の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸付け、乙は、これを賃借するものとする。

- （1）設置場所 成田市花崎町760番地 成田市役所本庁舎1階 市民課前ロビー
- （2）貸付面積 2㎡
- （3）設置台数 1台
- （4）設置する写真機の仕様

設置する写真機の仕様は、「成田市本庁舎自動証明写真機設置業者募集要項」別紙「機器仕様書」と同等以上のものとする。

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を写真機設置場所として使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和6年12月1日から令和9年11月30日までとする。

（貸付料等）

第5条 乙は、貸付物件の賃借にあたり、次の費用を負担するものとする。

- （1）貸付料は、月額 金1,300円（消費税別）とし、当初の年度分は貸付期間の開始から起算して30日以内に、次年度以降分については、当該年度の4月30日までに、甲が発行する納入通知書により納入しなければならない。なお、支払額については、年度の貸付期間中の月数（1月未満の場合は1月とする。）に月額貸付料（消費税相当額を加えた額、1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。）を乗じた額とする。また、甲は、いかなる場合でも既に納付された貸付料を乙に返還しないものとする。
- （2）売上手数料は、毎月の写真機の売上合計額に●●.●●%（消費税込み）を乗じた額（1円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）とし、甲が発行する納入通知書により毎月、請求した日から1カ月以内（以下、「指定期日」という。）までに納入しなければならない。
- （3）写真機に係る電気料（消費税込み）は、甲が月を単位として発行する納入通知書

により、次の計算式で定めるところにより算出する額を、指定期日までに納入しなければならない。

【計算式】

電気料（1円未満切捨て）＝（子メーターに直結する親メーターにより計算される月額電気料金の単価）×（当該子メーターの表示する月額消費電力量）

（4）乙は、第1号から第3号の納入通知書の指定期日までに納入がないときは、指定期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額（100円未満の端数があるとき、又は当該金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は当該金額を切り捨てる。）を延滞金として、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

（5）写真機の設置、撤去等及び維持管理に要する経費は、乙が負担するものとする。  
（売上等の報告）

第6条 乙は、写真機による売上数、売上合計額及び売上手数料を、毎月末日までにとりまとめ、翌月の10日までに、書面により甲に報告しなければならない。

（引渡し）

第7条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡す。

（契約不適合責任）

第8条 乙は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、甲に貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

（現状の変更）

第9条 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって甲に申請し、甲の承認を得なければならない。

（修繕義務等）

第10条 甲は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、貸付物件についての維持、保存、改良その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

（き損等の報告）

第11条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又はき損した場合には、直ちに甲にその状況を報告しなければならない。

（転貸等の禁止）

第12条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、若しくは貸付物件を転貸し、又は貸付物件の使用目的を変更してはならない。

（一括委託の禁止）

第13条 乙は、本契約に基づく成田市本庁舎自動証明写真機設置業者募集事業の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。

（第三者への損害賠償）

第14条 乙は、本契約に基づく成田市本庁舎自動証明写真機設置業者募集事業の実施により第三者に損害を与えたときは、甲の責めに帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責めを負うものとする。

(商品等の盗難又は毀損等)

第15条 甲は、設置された写真機、当該写真機で販売する商品若しくは当該写真機内の売上金又は釣り銭の盗難及びき損又は成田市役所本庁舎の停電等による売上げの減少等について、甲の責めに帰することが明らかな場合を除き、その責めを負わない。

(遵守事項)

第16条 乙は、利用頻度に応じた定期巡回を行い、消耗品等の在庫及び補充管理を適切に行わなければならない。

2 乙は、写真機の設置に当たっては、転倒防止など、安全に十分配慮しなければならない。

3 乙は、写真機の故障、問い合わせ並びに苦情について対応するとともに、写真機本体に故障時の連絡先を明記しなければならない。

(実地調査等)

第17条 甲は、必要と認めるときは、貸付物件を調査し、又は乙に報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しない場合に、催告のうえ甲の指定する期日までに改められなかったときは、本契約を解除することができるものとする。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 乙が解散、破産、和議、民事再生、会社整理、会社更生の申し立てを行ったとき。

(2) 乙が本契約の締結に当たり、資格の詐称その他不正な行為をしたとき。

(3) 前項及び前2号に掲げるほか、業務の継続が困難であると認められるとき。

(4) 甲において、公用・公共用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするとき。

3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当していると認められるときは、前項に定めるもののほか、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

34 第1項から第3項の規定により契約を解除したときは、乙は甲に損害の賠償を請求することはできない。

(契約解除による違約金)

第19条 乙は、前条第1項、第2項第1号から第3号及び第3項の規定により本契約を解除されたときは、甲に対し、違約金として売上手数料相当額（当該年度分における確定した売上手数料額の平均月額（1円未満切り捨て））の3か月分を支払うものとする。

2 前条第4項及び前項の規定は、乙が本契約を解除した場合にも準用する。

3 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに前条に規定する違約金を納入するものとする。

(貸付物件の返還)

第20条 貸付期間が満了した場合、又は第18条第1項、第2項第1号から第3号及び第3項の規定により本契約が解除された場合は、乙は、貸付物件を甲の指定する期日までに、自己の費用をもって原状に回復して甲に返還しなければならない。

(損害賠償)

第21条 乙は、その責めに帰すべき事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又はき損した場合は、当該滅失又はき損による貸付物件の損害に相当する損害賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、乙の負担において貸付物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合のほか、乙が本契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、乙はその損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第22条 乙は、第20条の規定により貸付物件を返還する場合、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができないものとする。

(写真機の移設)

第23条 乙は、貸付物件のある庁舎内の配置変更、その他施設管理上の事情等により、貸付期間中に甲から写真機の移設について請求を受けたときは、乙の負担により、甲が新たに指定する位置に移設しなければならない。

(住所変更等の届出)

第24条 乙は、所在地、名称又は代表者の氏名に変更があったときは、速やかに書面をもって甲に届け出なければならない。

(契約の費用)

第25条 本契約に要する費用は、乙が負担する。

(疑義の決定等)

第26条 本契約に関し疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙双方の協議の上決定するものとする。

(個人情報の管理)

第27条 乙は、個人情報保護法を遵守し、個人データの安全管理措置等を実施し、甲は個人データの安全管理について一切責任を負わないものとする。また、業務遂行により得られた個人情報は許可なく第三者に提供してはならない。

(消費税率の改正)

第28条 この契約書における貸付期間の中途において消費税率が改正された場合には、改正後の貸付料及び手数料に係る消費税額については改正後の税率によるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年11月 日

住所 成田市花崎町760番地  
(甲) 氏名 成田市  
成田市長 小 泉 一 成

住所 ●●●●●●●●  
(乙) 氏名 ●●●●  
代表取締役社長 ●● ●●